

前金	部分払
有	一回

令和7年度営消総第11号  
消防訓練施設新築工事

工事場所	津市 栗真中山町 地内						
工 期	契約締結日から起算して211日間						
工事概要	新築 鉄筋コンクリート造3階建 延面積161m <sup>2</sup> ※上記に係る建築工事等 一式						
部長	部次長	参事	営繕課長	建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接工事費				
建築	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		



建築				
名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
直接仮設	1	式		
土工	1	式		
地業	1	式		
鉄筋	1	式		
コンクリート	1	式		
型枠	1	式		
鉄骨(外部階段)	1	式		
防水	1	式		
屋根及びとい	1	式		
金属	1	式		
左官	1	式		
建具	1	式		
塗装	1	式		
ユニット及びその他	1	式		
構内舗装	1	式		
計				

## 建築 中科目別内訳

4

建築					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
直接仮設		1	式		
計					
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
地業	既製コンクリート杭地業	1	式		
計					
鉄筋		1	式		
計					
コンクリート		1	式		
計					
型枠		1	式		
計					
鉄骨(外部階段)	鋼材費	1	式		
鉄骨(外部階段)	製作費	1	式		
計					
防水		1	式		
計					
屋根及びとい		1	式		
計					

## 建築 中科目別内訳

5

建築					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
金属	外部	1	式		
計					
左官	外部	1	式		
左官	内部	1	式		
計					
建具		1	式		
計					
塗装	外部	1	式		
塗装	内部	1	式		
計					
ネット及びその他		1	式		
計					
構内舗装		1	式		
計					

## 建築 細目別内訳

6

## 建築 細目別内訳

7

## 建築 細目別内訳

8

## 建築 細目別内訳

9

建築		地業		既製コンクリート杭地業		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
既製コンクリート杭 (P1)	上杭:CPRC-85N I種 L6m 中杭:PHC-85N A種 L9m 下杭:HF-ONA-85N A種 L9m 杭径 φ 500(節付500-650) 杭全長24m	3	組			
既製コンクリート杭 (P2)	上杭:CPRC-85N I種 L6m 中杭:PHC-85N B種 L9m 下杭:HF-ONA-85N B種 L9m 杭径 φ 500(節付500-650) 杭全長24m	1	組			
既製コンクリート杭 (P3)	上杭:PHC-85N C種 L6m 中杭:PHC-85N A種 L9m 下杭:HF-ONA-85N A種 L9m 杭径 φ 600(節付600-750) 杭全長24m	2	組			
既製コンクリート杭 (P1S)	上杭:CPRC-85N I種 L10m 下杭:HF-ONA-85N B種 L10m 杭径 φ 300(節付300-450) 杭全長20m	2	組			
杭施工費	アーリング <sup>®</sup> 拡大根固め工法 (Hyper-MEGA工法) 杭運搬費共、継手費共、副資材共 杭打ち重機搬送・組立・解体共 無溶接接手	1	式			
杭頭補強		1	式			別紙 00-0010
建設発生土運搬	汚泥	1	式			
建設発生土処分費	汚泥	1	式			
計						

## 建築 細目別内訳

10

## 建築 細目別内訳

11

## 建築 細目別内訳

12

建築		鉄骨(外部階段)		鋼材費		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
鋼材	SS400 H-150x150x7x10	0.5	t			
鋼材	SS400 H250x125x6x9	0.5	t			
鋼材	SS400 PL-16	1.6	t			
鋼材	SS400 PL-12	0.1	t			
鋼材	SS400 CHPlate-4.5	0.9	t			
鋼材	SN490B PL-12	0.1	t			
高力ボルト	S10T M20-70	29	組			
高力ボルト	S10T M16-50	266	組			
アンカーボルト	SS4000 M16 L=480 ナット付	28	本			
スクラップ控除	鉄くず H2	0.2	t			
計						

## 建築 細目別内訳

14





## 建築 細目別内訳

17

## 建築 細目別内訳

18

## 建築 細目別内訳

19







建築 ユニット及びその他						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 価	金 頤	備 考
<消防訓練用設備>						
支持金物 (A)	SUS製 250角 アンカーポルト仕様(M16) リング環付 プラスチック製耐荷重表示板共	9	か所			
支持金物 (B)	SUS製 L=1526 アンカーポルト仕様(M16) リング環付 プラスチック製耐荷重表示板共	1	か所			
支持金物 (B)	SUS製 L=4580 アンカーポルト仕様(M16) リング環付 プラスチック製耐荷重表示板共	1	か所			
上部支点 (C)	SUS製 L=4,800 アンカーポルト仕様(M16) プラスチック製耐荷重表示板共	2	か所			
立坑	Φ900xH=2,000	1	か所			
マンホール蓋	MHA 15kN Φ900	1	か所			
擦れ止めハーフ	SUS製 L=2,760 アンカーハーフ仕様	3	か所			
ハショク掛けハーフ	L=4080 SUS製 Φ101.6 74 アンカーハーフ仕様	1	台			
<外部>						
箱文字壁面サイン	SUS箱文字 H600xD10 マーク文字 焼付塗装	1	式			
<内部>						
消火器	ABC10型 設置スタンド共	4	か所			
煙式火災警報器		3	個			
計						











機械設備		給水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
給水・耐衝撃性 ホリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 20A	47	m			
給水・耐衝撃性 ホリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 40A	1	m			
給水・耐衝撃性 ホリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 50A	1	m			
タケタイル鋳鉄管 GX形	1種 75	13	m			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 20A	1	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 40A	1	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 50A	1	個			
ソフトシール仕切弁 GX形	75	1	個			
メータ直結伸縮止水 弁	20A 開閉防止形	1	個			
補修弁	10K 75A	1	個			
地下式消火栓	7.5K 単口 75A	1	個			
弁挿	機 械 VC-P( 550H)	1	組			
弁挿	40A T-25	1	組			
弁挿	50A T-25	1	組			
弁挿	75A T-25	1	組			
量水器挿	T-20	1	組			
消火栓挿	φ 500 T-25	1	組			
2口横水栓	LF-7Y-13-U 同等品	1	個			
水栓柱	アルミ製 L1200	1	個			
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0013



機械設備		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 100A	5	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 50A	12	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	19	m			
1 小口径雨水樹 バケット付	100-200-WLS T-25 550H	1	組			
2 小口径雨水樹 バケット付	100-200-45L T-25 550H	1	組			
3 小口径雨水樹 バケット付	100-200-ST T-25 350H	1	組			
カーテンパッソ	樹脂製 650角	1	個			
コンクリート根巻き		1	式			別紙 00-0019
堀方埋戻し		1	式			別紙 00-0020
既設側溝接続費		1	式			別紙 00-0021
スリーブ工事費		1	式			別紙 00-0022
計						





建築 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 頓	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0003
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 12m未満 - -	531	m <sup>2</sup>			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用138日賃料 修理費含む 12m未満 - -	531	m <sup>2</sup>			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 基本料 修理費含む 12m未満 - -	531	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (枠組本足場) (手摺先行据置型)	建枠幅900(二枚布)	531	m <sup>2</sup>			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 掛払い手間 -	47.7	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用138日賃料 修理費含む -	47.7	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 基本料 修理費含む -	47.7	m			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手摺先行据置型)	47.7	m			
<階段仕上足場>						
階段仕上足場	掛け手間	26.1	m <sup>2</sup>			
階段仕上足場	供用30日賃料 修理費含む	26.1	m <sup>2</sup>			
階段仕上足場	基本料 修理費含む	26.1	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (階段仕上足場)		26.1	m <sup>2</sup>			
計						

建築						
直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 頓	備 考
内部躯体足場		1	式			別紙 00-0004
内部躯体足場	掛払い手間 鉄筋・型枠足場 階高4.0m以下 -	226	m <sup>2</sup>			
内部躯体足場	RC造標準日数 修理費含む 鉄筋・型枠足場 階高4.0m以下 -	226	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	226	m <sup>2</sup>			
計						
内部足場		1	式			別紙 00-0005
<内部仕上足場>						
内部仕上足場	掛払い手間 脚立足場 階高4.0m以下 -	226	m <sup>2</sup>			
内部仕上足場	供用30日賃料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 -	226	m <sup>2</sup>			
内部仕上足場	基本料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 軒用数 2	226	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	226	m <sup>2</sup>			
計						
垂直養生		1	式			別紙 00-0006
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I類 掛払い手間 -	531	m <sup>2</sup>			
メッシュシート張り	-					
メッシュシート張り	防炎 I類 供用138日賃料 修理費含む -	531	m <sup>2</sup>			
メッシュシート張り	-					
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I類 基本料 修理費含む -	531	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		531	m <sup>2</sup>			
計						

建築						
直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 頓	備 考
水平養生		1	式			別紙 00-0007
安全ネット張り (水平張り)	防炎ボリュエスケル 掛払い手間	26.1	m <sup>2</sup>			
安全ネット張り (水平張り)	防炎ボリュエスケル 供用30日賃料 修理費含む	26.1	m <sup>2</sup>			
安全ネット張り (水平張り)	防炎ボリュエスケル 基本料 修理費含む	26.1	m <sup>2</sup>			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		26.1	m <sup>2</sup>			
計						
養生		1	式			別紙 00-0008
養生	一般 RC・SRC造 地上階	226	m <sup>2</sup>			
養生	一般 S造 外部階段	26.1	m <sup>2</sup>			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0009
整理清掃 後片付け	一般 RC・SRC造 地上階	226	m <sup>2</sup>			
整理清掃 後片付け	一般 S造 外部階段	26.1	m <sup>2</sup>			
計						







機械設備 給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	单 價	金 頓	備 考
堀方埋戻し		1	式			別紙 00-0013
根切り(機械)	パックホウ 0.13m <sup>3</sup> 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	29	m <sup>3</sup>			
山砂		9.3	m <sup>3</sup>			
埋戻し	機 械 パックホウ 0.13m <sup>3</sup> 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	19.7	m <sup>3</sup>			
敷きならし	締め固め共	9.3	m <sup>3</sup>			
計						
埋設標示		1	式			別紙 00-0014
埋設標識テープ	150幅	62	m			
地中埋設標	鉄 製	6	個			
計						
既設配管切断接続費		1	式			別紙 00-0015
配管切断接続 (鋼管類)	40A	1	か所			
配管切断接続 (鋼管類)	50A	1	か所			
配管切断接続 (鋼管類)	75A	2	か所			
計						

機械設備 給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 頓	備 考
既設撤去費		1	式			別紙 00-0016
ダクタイル鋳鉄管 GX形 撤去	75	1	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 40A	1	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP) 撤去	地中配管 50A	1	m			
計						
発生材運搬	積込共 排水設備分含む	1	式			別紙 00-0017
発生材積込み	コンクリート類 人力	0.1	m <sup>3</sup>			
発生材積込み	廃プラスチック類	0.1	m <sup>3</sup>			
発生材積込み	金属くず	0.1	m <sup>3</sup>			
発生材運搬	コンクリート類	0.1	m <sup>3</sup>			
発生材運搬	廃プラスチック類	0.1	m <sup>3</sup>			
発生材運搬	金属くず	0.1	m <sup>3</sup>			
計						
発生材処分	排水設備分含む	1	式			別紙 00-0018
発生材処分	廃プラスチック類	0.1	t			
発生材処分	金属くず	0.1	t			
発生材処分	コンクリート類	0.1	t			
計						

機械設備		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 頤	備 考
コンクリート根巻き		1	式			別紙 00-0019
土間コンクリート	Fc=21+S SL-18	0.2	m <sup>3</sup>			
コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等 S15~S18	0.2	m <sup>3</sup>			
型枠	普通合板型枠 - 基礎部 -	1.2	m <sup>2</sup>			
型枠運搬費	4t車 30km程度 往復	1.2	m <sup>2</sup>			
計						
堀方埋戻し		1	式			別紙 00-0020
根切り(機械)	ハサワクホウ 0.13m <sup>3</sup> 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	10	m <sup>3</sup>			
山砂		5	m <sup>3</sup>			
埋戻し	機械 ハサワクホウ 0.13m <sup>3</sup> 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	5	m <sup>3</sup>			
敷きならし	締め固め共	5	m <sup>3</sup>			
計						
既設側溝接続費		1	式			別紙 00-0021
手はつり (配管貫通口)	無筋コンクリート 120~150mm 75mm	1	か所			
計						





### 共通仮設費(積上) 明細

45

名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 領	備 考
カーテンフェンス	H=1.8m 単管バイガ下地、運搬費共	1	式			別紙 00-0025
カーテンフェンス	H=1.8m、掛け払い手間 単管バイガ下地共	79.8	m			
カーテンフェンス	供用180日賃料 修理費含む H=1.8m、単管バイガ下地共	79.8	m			
カーテンフェンス	基本料 修理費含む H=1.8m、単管バイガ下地共	79.8	m			
仮設材運搬 (カーテンフェンス)		79.8	m			
計						
コーン、バー	ウェット共	1	式			別紙 00-0026
カラーコーン	基本料	18	個			
カラーコーン	共用180日賃料	18	個			
コーンウェイト	基本料	18	個			
コーンウェイト	共用180日賃料	18	個			
コーンバー	基本料	18	本			
コーンバー	共用180日賃料	18	本			
計						



## 特記仕様書

### 【積算基準に関する事項】

本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。

- ・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日 国営積第18号）
- ・公共建築工事共通費積算基準（令和7年3月19日 国営積第4号）
- ・共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、7.0か月とする。

### 【週休2日モデル工事に関する事項】

本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型）試行案件であり、週休2日モデル工事に係る経費の補正をしている。

実施にあたっては、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書に基づき行うものとする。

（津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）

### 【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に速やかに提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写しを添付すること。

### 【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）第1編 共通編」を参照）

### 【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限ににくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、工事の施工中は出入口等に、誘導員を配置して事故防止に努めること。

### 【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

### 【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

### 【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

### 【工事実績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

### 【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第58条に定める火災保険等を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを作成する旨を遅滞なく発注者に提示すること。

1 保険期間	開始日	工事着手日
	終了日	工期に15日を加えた日
2 保険金額	請負代金額相当額	

### 【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第58条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを作成する旨を遅滞なく発注者に提示すること。

### 【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

### 【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

### 【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

### 【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

### 【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

### 【木材の調達の目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

**【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】**

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

**【設計変更に関する事項】**

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

**【建設発生土に関する事項】**

建設発生土の搬出はありません。

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し検査上必要な協力をするものとする。この場合において、検査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</li> </ul> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
配慮依頼事項	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
津市公契約条例	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</li> <li>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</li> <li>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</li> <li>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</li> <li>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</li> <li>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</li> </ul> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。</p>

## 特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
津市公契約条例	<p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽的回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>
労働環境の確保に 係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</li> <li>2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</li> <li>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</li> <li>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</li> <li>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</li> <li>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</li> <li>7 市長等が行う施策に協力すること。</li> </ol>

## 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

### 1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

### 2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

### 3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
  - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
  - イ 暴力行為、脅迫行為
  - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
  - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
  - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
  - カ アから才までに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

### 4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関するこことを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関するこ以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。
- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。

(6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

## 5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならぬ。

## ワンデーレスpons実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。  
「ワンデーレスpons」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。  
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。  
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

## 基礎ぐい工事に関する特記仕様書

### 1 全般

既製杭工については、当基礎ぐい工事に関する特記仕様書によるものとする。  
なお、当基礎ぐい工事に関する特記仕様書は、他の特記仕様書より優先するものとする。

### 2 適用すべき諸基準

受注者は、下記の基準を適用する。

国土交通省告示第四百六十八号 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講すべき措置  
(平成28年3月4日)

### 3 施工計画書、施工記録

受注者は、既製杭の施工前に「基礎杭施工計画書」を監督員に提出しなければならない。施工計画書には以下の項目について詳細に記載し、施工にあたりその内容を確実に履行するとともに、杭全数の施工記録を整備および保管しなければならない。

- (1) 納入する杭、その他使用する材料の規格・品質確認の方法
- (2) 材料の現地搬入時における規格・品質・納入数量の確認方法
- (3) 工法の名称、概要、使用材料、適合条件、杭の支持力算定式を示した関連書類
- (4) 地盤の概要や設計支持力に関する事項
- (5) 施工の概要、手順、及び施工順序に関する事項
- (6) 使用する機械設備に関する事項、および当該機械の性能の証明に関する事項
- (7) 機械設備等の配置平面図、側面図
- (8) 各種注入材料の品質、名称、配合量等の配合計画に関する事項、および出典根拠
- (9) 各種注入液の配合設備及び練混ぜ方法に関する事項
- (10) 試験杭等の目的、場所、時期、及び試験結果の反映方法等に関する事項
- (11) 杭打設における施工管理方法に関する事項  
掘削速度や引上げ速度、杭芯ずれ、鉛直度、杭体の保持、杭頭高さ（打止め高さ）、所定深度への到達、球根拡大、杭1本ごとの各種注入液（根固め液、杭周固定液）の注入量の確認方法（流量計等）、杭の沈設、支持層管理（オーガ駆動）電流値の確認方法、その他、各段階における必要な施工管理項目
- (12) 繙手の施工管理方法に関する事項  
溶接前の溶接面の有害物除去状況、溶接時の天候、その他必要な施工管理項目
- (13) 各種注入液（根固め液、杭周固定液）の配合や圧縮強度試験等、品質を証明するため必要な試験方法及び頻度等に関する事項
- (14) 施工及び施工管理に関して、技術者及びその他作業人員の配置、役割、チェック体制及び責任の所在
- (15) 取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法
- (16) 上記のほか必要な事項

※ (8)、(9)、(11)から(13)の項目については、各現場に応じて適宜修正を行うこと。

### 4 不可視部の写真撮影

杭の施工にあたっては、不可視部の確認ができるよう写真管理を適切に行うこと。  
近景、遠景共に、杭やビット、溶接個所、黒板等に杭番号、その他必要な情報を入れて撮影すること。

### 5 試験杭

試験杭は、以下のことについて調査・確認を行うこと。

- (1) 地盤に適合した杭長の確認
- (2) 支持層の位置（深度）と土質標本との確認
- (3) 適切な施工機械の確認
- (4) 施工時間の調査による工程の確認
- (5) 各種注入液の適否の調査

- (6) 溶接継ぎ手のパス数や外観検査
  - (7) 各作業項目における電流値の変化、土質データとの電流値の相関関係
  - (8) 杭の沈設精度の管理方法
- ※ (5) から (8) の項目については、各現場に応じて適宜修正を行うこと。

## 6 支持層への到達確認

受注者は、杭全数について支持層への到達を確認すること。なお、確認にあたっては、ボーリングデータ等の土質調査資料、試験杭における各土質とオーガ掘削時の電流値の比較、隣接する施工済み杭の施工記録等により総合的に判断する。

支持層到達の判断が困難となった場合は、監督員と協議すること。

## 7 施工記録の提出

受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。

## 8 根拠資料の保管

共通仕様書、特記仕様書、及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（野帳、手簿、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。保管期間は契約書第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から10年とする。

また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。

「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

1 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所日※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）を行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

2 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

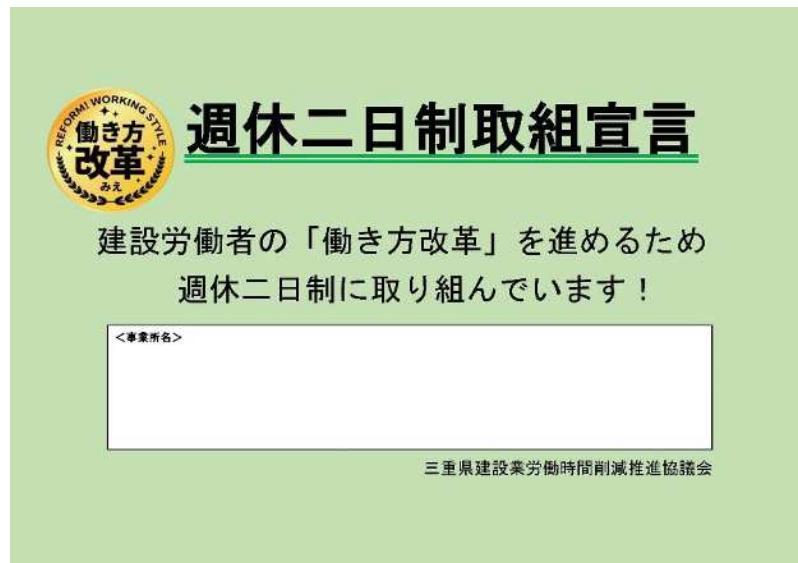
3 受注者は、契約後10日以内に土曜日を閉所する週を様式1にて監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

4 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。

5 受注者は、月1回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。

- 6 当初積算における週休 2 日に関する経費は、通期の週休 2 日の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める月 2 回土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）試行要領に規定する補正係数をいう。）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、通期の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A3 横サイズ(297×420mm)



#### 【入手方法】

- ・ H P からダウンロードする場合

#### 【三重県ダウンロードページ】

[https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm)

#### 【三重労働局ダウンロードページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudouki\\_jun\\_keiyaku/densisinnsei\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html)

- ・直接受け取る場合

#### 【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

## 様式 1

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）

月 2 回土日完全週休 2 日の指定について

- 「第 1、3 週」  
月 2 回、土曜日に現場閉所する週を □ 「第 2、4 週」 とします。  
□ 「第 \_\_\_ 、 \_\_\_ 週」  
※いづれかに ✓ をする。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※指定土日を現場閉所し、かつ、通期の週休 2 日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※通期の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。